

杉並区立西宮中学校 PTA 規約

第 1 章 総則

第 1 条 本会は杉並区立西宮中学校 PTA といひ、事務所を同校内に置く。

第 2 条 本会は下の諸項を目的とする。

- (1) 家庭と学校と社会との関係を緊密にし、保護者と教職員が協力して生徒の心身の健全な発達をはかる。
- (2) 会員及び生徒の福利厚生をはかる。
- (3) 学校の教育的環境の整備をはかる。
- (4) 会員相互の教養と親睦をはかる。

第 2 章 事業

第 3 条 本会は、前条の目的達成のために必要に応じて事業を行うことができる。

第 3 章 会員資格

第 4 条 西宮中学校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わる人(以下「保護者」といふ)、及び本校の教職員は、本会の会員となることができる。

第 4 章 会計

第 5 条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金、その他寄金をもって支弁する。

第 6 条 会費の額は、総会の承認を得て決定する。

第 7 条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 8 条 本会の決算は総会に報告され、承認を得なければならない。

第 9 条 特別の事情のある場合は、実行委員会の協議により、会費を減免することができる。

第 10 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 役員及び監査

第 11 条 本会の役員及び監査は次の通りとする。

会長	1 名	(保護者)
副会長	5～6 名	(保護者 4～5 名、教職員 1 名)
書記	3 名	(保護者 2 名、教職員 1 名)
会計	3 名	(保護者 2 名、教職員 1 名)
総務	2 名	(保護者 2 名)
監査	3 名	(保護者 2 名、教職員 1 名)

但し、役員は必要に応じて実行委員会で承認を受け増員を認める。

第 12 条 本会の役員及び監査は、別に定める選考特別委員会規定により選出し、総会の承認を受ける。

第 13 条 役員及び監査の任期は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。但し、再任を妨げない。

第 6 章 役員及び監査の任務

第 14 条 会長は、本会を代表し会務をつかさどる。

第 15 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。

第 16 条 書記は、諸集会の議事を記録し、各種の会合について通知する。

第 17 条 会計は、金銭の収支並びに物品管理について責任を持ち、監査をへて総会において決算報告をする。

第 18 条 総務は、実務全般及び他の役員の補佐をする。

第 19 条 監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 7 章 集会

第 20 条 集会は次の通りとする。

(1) 総会には定期総会と臨時総会の 2 種類がある。

1. 定期総会は年度初めと年度末の年 2 回開き次の議事を行う。

[年度始めの定期総会]

- イ) 年度予算の議決
- ロ) 決算報告の承認
- ハ) その他本規約に定める事項

[年度末の定期総会]

- イ) 次年度の役員及び監査の承認
- ロ) その他本規約に定める事項

2. 臨時総会は実行委員会が必要と認めた場合、または全会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合は随時開く。

(2) 実行委員会・役員会・常任委員会は原則として毎月 1 回、但し必要な場合は随時開く。

(3) 委員総会は会長または実行委員会が必要と認めた場合に開く。

第 21 条 実行委員会・役員会は会長が招集する。各委員会は委員長が招集する。

第 22 条 総会の定足数は会員の 2 分の 1 とする。文章による委任を認める。但し、議決権は出席者だけに認め、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 23 条 実行委員会は、委員の半数以上出席しなければ成立しない。

第 24 条 各委員会の定足数は委員の 3 分の 1 以上とする。

第 8 章 実行委員会

第 25 条 実行委員会は、本会の役員、各常任委員長及び副委員長によって構成される。但し、常任委員長または副委員長のいずれか欠席の場合は、委員が代理として出席することができる。

特別委員、監査及び校長は、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第 26 条 実行委員会の任務は次の通りである。

- (1) 本会の運営の基本的な事項に関すること
- (2) 各常任委員会によって立案された事業計画の審議検討
- (3) 必要に応じて特別委員会の設置
- (4) その他必要な事項

第 9 章 常任委員会・役員会・特別委員会・委員総会

第 27 条 役員会は第 11 条の定める全役員で構成される。

第 28 条 委員会は常任委員会・特別委員会及び委員総会とする。

第 29 条 常任委員会は、広報委員会・地域委員会及び学年委員会とする。

第 30 条 保護者会員は各学級より互選によって学級委員 4 名を選出し、各学級委員は学年は 2 名、広報・地域は各 1 名常任委員となる。また、選考特別委員は各学級より互選によって 1 名選出する。但し、不測の事態が発生した場合においてはこの限りではない。

第 31 条 常任委員会の委員長 1 名(保護者)及び副委員長 2 名(保護者 1 名、教職員 1 名)は、各委員及び教職員の互選により選出する。任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 32 条 校長はすべての会議に出席して意見を述べることができる。

第 33 条 教職員は、互選によりいずれかの常任委員となることができる。

第 34 条 特別委員会に毎年必ず選考特別委員会を設ける。その他必要のある場合は、実行委員会の決定に基づき設置できるものとする。

第 35 条 委員総会は、役員及び常任委員により構成される。但し、監査は必要に応じて出席して意見を述べることができる。

第 10 章 常任委員会の任務

第 36 条 各常任委員会の任務は次の通りとし、すべて実行委員会の審議をへて実行に当たるものとする。

- (1) 広報委員会 広報活動を通して会員相互の連絡調整をはかる。
- (2) 地域委員会 地域のことについて協議し、生徒の健全な育成をめざす。
- (3) 学年委員会 学年のことについて協議し、その向上発展をはかる。

第 11 章 規約の変更、解散、及び清算

第 37 条 本規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によらなければ改正できない。ただし、次条の改正については出席者の 4 分の 3 の賛成によらなければならない。

第 38 条 本会を解散する場合は、解散について設置された特別委員会による検討並びに決議を経たうえで、実行委員会が開催を必要と認め特別に開催する本会の解散並びに清算を議案とする臨時特別総会において、総会員の過半数の実際の出席を得たうえで、出席者の 4 分の 3 以上の賛成によらなければならない。

第 39 条 本会が解散をする時点で本会が有する残余財産は、前条に定める臨時特別総会の決議を得て、本会と類似の目的を有する他の団体等に贈与するものとする。

第 12 章 雑則

第 40 条 本会の規約執行に関する規定は、実行委員会において別に定めることができる。

付則

- 1 本会の規約は、昭和 36 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本規約は昭和 41 年 4 月一部改正。昭和 48 年 11 月一部改正。昭和 56 年 12 月一部改正。平成元年 3 月一部改正。平成 5 年 3 月一部改正。平成 7 年 3 月一部改正。平成 9 年 3 月一部改正。平成 12 年 3 月第 11 条、第 29 条改正。平成 22 年 5 月一部改正。平成 29 年 3 月一部改正。平成 31 年 3 月一部改正。令和 4 年 3 月一部改正。令和 6 年 5 月一部改正。

選考特別委員会規定

- 1. 役員を選考特別委員会は、各学級 1 名及び教職員 1 名にて構成する。
- 2. 選考特別委員会は互選により委員長を定める。
- 3. 選考特別委員会は次年度の役員および監査選出のため、候補者名簿を作成する。
- 4. 抽選(くじ)で候補者を選ぶ際、希望があれば役員(会長、副会長、書記、会計、総務)経験者は抽選から除外する。
- 5. 選考特別委員会は全会員の中から定数以上の候補者を選出し、本人の内諾を得る。
- 6. 選考特別委員会は互選された役員、及び監査を年度末定期総会までに公示し、会員の承認を受ける
- 7. 本規定の改正は実行委員会の決議による。

* 本規定は昭和 63 年 12 月一部改正。平成 7 年 3 月一部改正。平成 9 年 3 月一部改正。平成 12 年 3 月第 5 項、第 6 項改正。平成 22 年 5 月第 5 項、第 6 項一部改正。平成 31 年 1 月第 3 項、第 4 項改正。

PTA 同好会内規定

- 1. 同好会は、発足時会員 8 名以上を有することを原則とする。
- 2. 同好会には代表者をおき、発足時は実行委員会の承認を受けなければならない。
- 3. 同好会の運営に必要な費用は、同好会会員自らが負担する。
- 4. PTA 会員は同好会に随時入会することができる。
- 5. 生徒の卒業後も同好会会員は準同好会会員として残ることができる。但し、代表者となることはできない。
- 6. その他必要に応じて実行委員会に審議されることもある。その際は同好会代表者も出席して意見を述べるができる。
- 7. 本規定の改正は実行委員会の決議による。

* 本規定は平成元年 4 月 1 日より施行する。

* 本規定は平成 5 年 3 月一部改正。平成 9 年 3 月一部改正。令和 4 年 3 月一部改正。

PTA 慶弔規定

- 第 1 条 本 PTA はこの規定に従い、教職員及び PTA 会員に対し慶弔金を贈る。
- 第 2 条 教職員を除く会員の死亡に対しては弔慰金として 10,000 円を贈る。
- 第 3 条 教職員を除く会員の公務障害に対し、入院 1 週間以上または療養 2 週間以上の場合には、3,000 円を贈る。
- 第 4 条 生徒の死亡に対しては弔慰金として、10,000 円を贈る。
- 第 5 条 教職員の慶弔に対しては次の金額を贈る。
 - 1. 結婚に対しては 5,000 円。
 - 2. 子女誕生に対しては 3,000 円。
 - 3. 本人死亡に対しては 30,000 円。
 - 4. 配偶者の死亡に対しては 10,000 円。
 - 5. 子女の死亡に対しては 3,000 円。
 - 6. 病気・傷害のため入院 1 週間以上療養 2 週間以上の場合には 3,000 円。
 - 7. 災害に対してはそのつど実行委員会において協議する。
 - 8. その他必要の場合は実行委員会の協議により定める。

